

# 太陽光発電設備の設置が困難な住宅について

下記の事由により太陽光発電設備の設置が困難な建売戸建・注文戸建については、住宅トップランナー制度に係る報告おける太陽光発電設備設置率の算出において、**その全部または一部を除くことが可能**

(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第八条第1項第4号ただし書き、第九条の二第1項第4号ただし書き)

省令	項目	定義
ただし書きイ	雪	建築基準法施行令第86条第3項の規定による垂直積雪量が1メートル以上の地域内に建てられた住宅（融雪機能付き太陽電池モジュールを用いることで、対応した場合を除く）
ただし書きロ	高度制限	敷地面積85平米未満の住宅であって、建築基準法第58条の規定により高度地区が定められた地域内において各部分の高さの最高限度が定められた地域内に建てられた住宅（平屋建てのものを除く。）
ただし書きハ	①北側斜線かつ狭小地	敷地面積85平米未満の住宅で、建築基準法第56条第1項第3号の規定により建築物の各部分の高さの最高限度が定められた地域内に建てられたもの
	②日影規制	建築基準法第56条の2の規定により、地方公共団体の条例で指定する区域内で北側に高さ制限を受ける住宅
	③日照条件	周囲に高層の建築物や傾斜地があり、日照条件が著しく低下する可能性のある住宅
	④関係法令等の規制	景観法に基づく景観地区等、建築物の形態・意匠について一定のルールが課せられており、太陽光発電設備の設置が困難な住宅
	⑤光害	周囲より低い住宅や隣地と高低差がある住宅等で、太陽光発電設備を設置した場合に隣接する住戸に光害を与える可能性がある住宅（防眩仕様の太陽光発電設備を用いることで光害を防止した場合を除く）
	⑥台風災害又は風速制限	頻繁に台風による飛来物で太陽光発電設備の破損の可能性のある地域に建てられた住宅又は風速制限を超える可能性のある住宅
	⑦塩害	右記の理由により、太陽光発電設備メーカー等における保証対象外となりうる地域に建てられた住宅 塩害を受ける可能性のある住宅
	⑧降灰	降灰の影響を受ける可能性のある住宅
	⑨標高制限	太陽光発電設備メーカーが定める設置可能な標高の制限を受ける地域に建てられた住宅
	⑩屋根制約	屋根の形状が不整形であること又は屋根が狭小であることにより、太陽光発電設備の設置可能面積が小さい住宅

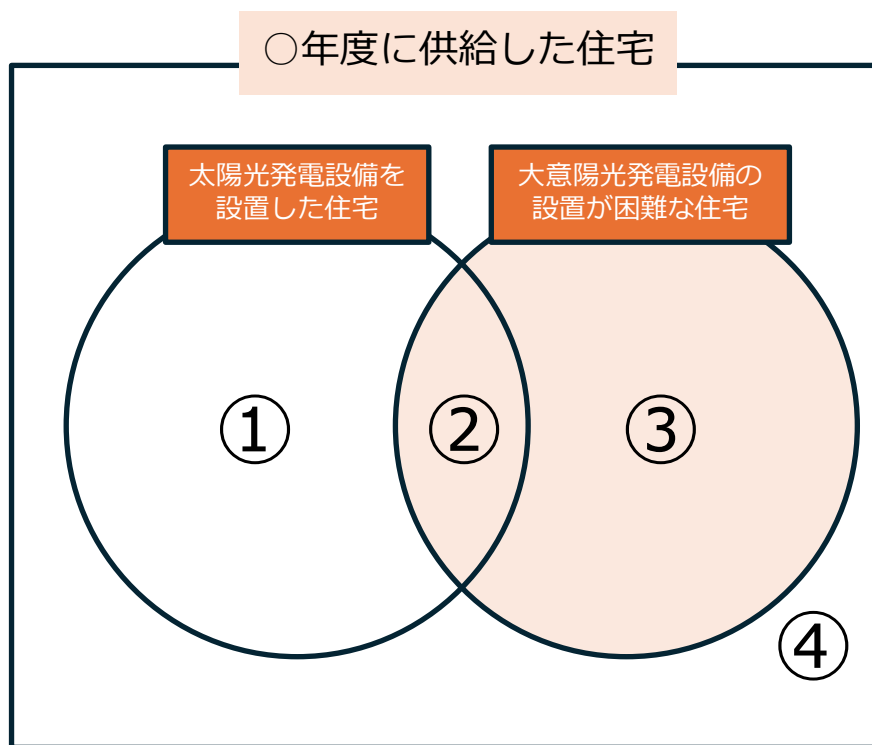
※今後、設置が困難であった事例の状況や技術開発等（単位面積あたり高効率の発電が可能なタンデム型を含むペロブスカイト太陽電池等の次世代型太陽電池の開発・普及状況等）の実態を踏まえ、当該整理に変更が生じた場合は改めて通知します。

# (参考) 太陽光発電設備設置率の考え方

建売戸建・注文戸建については太陽光発電設備設置率が目標として定められています。  
 ただし、**設置が困難な住宅についてはその全部または一部を除くことが可能**です。

(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第八条第1項第4号ただし書き、第九条の二第1項第4号ただし書き)

これについて、下記の2通りの計算方法が考えられますが、制度の趣旨を鑑み、方法1での報告を推奨します。



## 設置率の計算方法

【設置が困難な住宅③を母数から除く】

方法1 :  $(① + ②) / (① + ② + ④)$

【設置が困難な住宅③を母数から除かない】

方法2 :  $(① + ②) / (① + ② + ③ + ④)$

※④は「設置は可能であるが設置しない住宅」を指す